

市町村決算カードについて

1 概要

地方自治法（昭和 22 法律第 67 号）第 252 条の 17 の 5 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき実施された、地方財政状況調査（決算統計）の集計結果に基づき、各市町村の普通会計歳入・歳出決算額、各種財政指標等の状況について、市町村ごとに 1 枚のカードにまとめたものである。

2 主な用語について

（1）基準財政需要額

普通交付税の算定に当たって、各地方公共団体が合理的、かつ標準的な水準の行政運営を行うために必要な一般財源の額を算定するものであり、行政項目ごとに次の算式により算出されるものである。

$$\text{基準財政需要額} = \text{単位費用} \times \text{測定単位} \times \text{補正係数}$$

（2）基準財政収入額

各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、当該地方公共団体について地方交付税法第 14 条の規定により算定した額とされており、具体的には地方公共団体の標準的な税収入の一定割合により算定された額となる。

$$\text{基準財政収入額} = \text{標準的な地方税収入} \times 75/100 + \text{地方譲与税等}$$

（3）標準税収入額等

地方税及び地方譲与税等の収入見込額の理論値をいう。

$$\text{標準税収入額等} = \left[\text{基準財政収入額} - \left(\text{特別とん譲与税} + \text{地方揮発油譲与税} + \text{石油ガス譲与税} + \text{自動車重量譲与税} + \text{航空機燃料譲与税} + \text{森林環境譲与税} + \text{交通安全対策特別交付金} + \text{市町村民税所得割に係る税源移譲相当額の 25\%} + \text{地方消費税交付金に係る引上げ分の 25\%} + \text{分離課税所得割交付金} \right) \right] \times 100/75 + \left(\text{特別とん譲与税} + \text{地方揮発油譲与税} + \text{石油ガス譲与税} + \text{自動車重量譲与税} + \text{航空機燃料譲与税} + \text{森林環境譲与税} + \text{交通安全対策特別交付金} + \text{分離課税所得割交付金} \right)$$

(4) 標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税、臨時財政対策債発行可能額を加算した額。

なお、平成16年度から標準財政規模には臨時財政対策債発行可能額を含める制度となっているが、決算状況調査では平成20年度から臨時財政対策債発行可能額を含めた表記としている。

$$\text{標準財政規模} = \text{標準税収入額等} + \text{普通交付税額} + \text{臨時財政対策債発行可能額}$$

(5) 財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。通常過去3か年の平均をいう。原則、単年度で「1」以上の市町村には、普通交付税は交付されない。

$$\text{財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$$

上記により算出した率の令和元年度～令和3年度の3か年平均

(6) 翌年度に繰り越すべき財源

当該年度の歳出予算に計上されている経費を継続費逐次繰越や、繰越明許費の繰越等の手続きにより、翌年度に繰り越して使用することができる。この繰り越しに充てる財源のことをいう。

(7) 実質収支

歳入歳出差引額から、上記の翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた、実質的な収入と支出との差をいう。つまり、本来当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額をいう。

$$\text{実質収支} = (\text{歳入総額} - \text{歳出総額}) - \text{翌年度に繰り越すべき財源}$$

(8) 単年度収支

実質収支は前年度以前からの収支の累積であるので、その影響を控除した単年度の収支のこと。具体的には、当該年度における実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額。

$$\text{単年度収支} = \text{実質収支} - \text{前年度の実質収支}$$

(9) 実質単年度収支

単年度収支から、実質的な黒字要素（財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金の取崩し額）を差し引いた額。

$$\text{実質単年度収支} = \begin{array}{l} \text{単年度収支} + \text{財政調整基金積立金} + \text{地方債繰上償還額} \\ - \text{財政調整基金取崩し額} \end{array}$$

(10) 実質収支比率

標準財政規模に対する実質収支額の割合。なお、平成19年度より分母に臨時財政対策債発行可能額が含まれる。

$$\text{実質収支比率} = \frac{\text{実質収支}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

(11) 経常一般財源等比率

歳入構造の弾力性を判断するための指標で、経常的に収入される財源のうち、用途が特定されない収入である経常一般財源の標準財政規模に対する割合。なお、平成19年度より分母に臨時財政対策債発行可能額が含まれる。

$$\text{経常一般財源等比率} = \frac{\text{経常一般財源等}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

(12) 経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費などのように毎年度経常的に支出する経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）の総額と減収補てん債特例分及び臨時財政対策債の発行額の合計額に占める割合。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常的経費に充当した一般財源等}}{\text{経常一般財源等総額} + \text{減収補てん債（特例分）} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$$

(13) 公債費負担比率

公債費による財政負担の度合いを判断する指数の一つで、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合。

$$\text{公債費負担比率} = \frac{\text{公債費充当一般財源}}{\text{一般財源総額（減収補てん債（特例分）・臨時財政対策債含む）}} \times 100$$

(14) 実質赤字比率

一般会計等に赤字額がある場合に、その赤字額を標準財政規模で除した比率。黒字の場合、比率なしとなる。早期健全化基準は財政規模に応じ 11.25%~15%以上、財政再生基準は 20%以上となっている。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

(15) 連結実質赤字比率

全ての会計の赤字額や黒字額を合算し、団体全体としての赤字額がある場合に、その赤字額を標準財政規模で除した比率。黒字の場合、比率なしとなる。早期健全化基準は財政規模に応じ 16.25%~20%以上、財政再生基準は 30%以上となっている。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

(16) 実質公債費比率

一般会計等の地方債償還金に限らず、公営企業会計の地方債償還金に充てたと認められる一般会計からの繰出金や、一部事務組合が起こした地方債の償還金に充てられたと認められる負担金など、一般会計等が実質的に負担したと考えられる公債費の額を、標準財政規模（普通交付税の基準財政需要額に計上される額を除く。）で除した比率。

地方債協議制度の下で、18%以上になると地方債の発行に際し許可が必要。早期健全化基準は 25%以上で、財政健全化計画の策定を前提として地方債の発行に際し許可が必要。財政再生基準は 35%以上で、財政再生計画の同意がなければ災害復旧事業債等を除いて起債が制限される。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A+B) - (C+D)}{(E-D)} \times 100$$

A：地方債の元利償還金（繰上償還等を除く）

B：地方債の元利償還金に準ずるもの（「準元利償還金」）

C：元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源

D：元利償還金及び準元利償還金のうち、基準財政需要額に算入された額

E：標準財政規模

上記により算出した率の令和元年度～令和3年度の3か年平均

(17) 将来負担比率

一般会計等の地方債残高、債務負担行為に基づく支出予定額、退職手当の負担見込額、出資法人への損失補償や公社の負債など、当該団体が支払う可能性のある負担額（将来負担額）を標準財政規模（普通交付税の基準財政需要額に計上される額を除く。）で除した比率。

早期健全化基準は 350%（政令指定都市は 400%）、財政再生基準は設けられていない。

$$\text{将来負担比率} = \frac{(A - B)}{(C - D)} \times 100$$

A：将来負担額 一般会計等の地方債現在残高
債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第 5 条各号に該当するもの。）
公営企業会計等の地方債元金償還金に対する繰出見込額
加入する組合が起こした地方債元金償還の負担見込額
退職手当の負担見込額
設立した法人等の負債、損失補償等の負担見込額
連結実質赤字額
組合等の連結実質赤字額

B：充当可能財源 地方債の償還に充当可能な基金額及び特定財源
地方債現在高等の基準財政需要額への算入見込額

C：標準財政規模

D：元利償還金及び準元利償還金のうち、基準財政需要額に算入された額

(18) 徴収率（納税率）

市町村税収入額の市町村税調定額に対する比率である。

$$\text{徴収率} = \frac{\text{市町村税収入額}}{\text{市町村税調定額}} \times 100$$

(19) 義務的経費

支出が義務づけられ、任意に削減することができない経費

$$\text{義務的経費} = \text{人件費} + \text{扶助費} + \text{公債費}$$

(20) 投資的経費

支出の効果が資本形成にむけられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費

$$\text{投資的経費} = \text{普通建設事業費} + \text{災害復旧事業費} + \text{失業対策事業費}$$

3 その他

- ・ 構成比、各区分別経常収支比率については、各項目で端数処理をしているため、表上の計算と一致しない場合がある。
- ・ 令和3年度決算カードについて、市町村類型を更新した。更新にあたっての設定基準は以下のとおりである。

○ 類型の設定基準の表

ア 大都市（1類型） さいたま市

イ 中核市（1類型） 川越市、越谷市、川口市

ウ 特例市（1類型） 所沢市、草加市、春日部市、熊谷市

エ 都市の類型設定基準

産業構造 類 型		Ⅱ次、Ⅲ次 90%以上		Ⅱ次、Ⅲ次 90%未満	
		Ⅲ次 65%以上	Ⅲ次 65%未満	Ⅲ次 55%以上	Ⅲ次 55%未満
人 口		3	2	1	0
50,000人未満	I	I-3	I-2	I-1	I-0
50,000~100,000人未満	II	II-3	II-2	II-1	II-0
100,000~150,000人未満	III	III-3	III-2	III-1	III-0
150,000人以上	IV	IV-3	IV-2	IV-1	IV-0

オ 町村の類型設定基準

産業構造 類 型		Ⅱ次、Ⅲ次 80%以上		Ⅱ次、Ⅲ次 80%未満
		Ⅲ次 60%以上	Ⅲ次 60%未満	
人 口		2	1	0
5,000人未満	I	I-2	I-1	I-0
5,000~10,000人未満	II	II-2	II-1	II-0
10,000~15,000人未満	III	III-2	III-1	III-0
15,000~20,000人未満	IV	IV-2	IV-1	IV-0
20,000人以上	V	V-2	V-1	V-0

(注) 人口、産業構造ともに令和2年国勢調査による。
 なお、産業構造の比率は、分母を就業人口総数（分類不能の産業を含む。）とし、分子のⅡ次、Ⅲ次の就業人口には分類不能の産業を含めずに算出している。

市町村類型・種地区分一覧表

令和3年度

市町村名	類型	種地区分	市町村名	類型	種地区分	市町村名	類型	種地区分
1 さいたま市	大都市	I-8	26 新座市	IV-3	II-9	51 ときがわ町	III-1(町)	II-4
2 川越市	中核市	I-6	27 桶川市	II-3	II-7	52 横瀬町	II-2(町)	II-3
3 熊谷市	特例市	I-5	28 久喜市	IV-3	I-5	53 皆野町	II-2(町)	II-2
4 川口市	中核市	I-7	29 北本市	II-3	II-6	54 長瀨町	II-2(町)	II-3
5 行田市	II-2	I-4	30 八潮市	II-3	II-8	55 小鹿野町	III-1(町)	II-2
6 秩父市	II-2	I-3	31 富士見市	III-3	II-9	56 東秩父村	I-1(町)	II-2
7 所沢市	特例市	II-10	32 三郷市	III-3	II-8	57 美里町	III-1(町)	II-2
8 飯能市	II-3	II-6	33 蓮田市	II-3	II-7	58 神川町	III-1(町)	II-3
9 加須市	III-2	I-4	34 坂戸市	III-3	II-6	59 上里町	V-1(町)	II-3
10 本庄市	II-2	I-4	35 幸手市	II-3	II-5	60 寄居町	V-2(町)	II-3
11 東松山市	II-3	I-4	36 鶴ヶ島市	II-3	II-7	61 宮代町	V-2(町)	II-6
12 春日部市	特例市	II-8	37 日高市	II-3	II-5	62 杉戸町	V-2(町)	II-6
13 狭山市	III-3	I-5	38 吉川市	II-3	II-8	63 松伏町	V-2(町)	II-7
14 羽生市	II-2	I-3	39 ふじみ野市	III-3	II-8			
15 鴻巣市	III-3	I-4	40 白岡市	II-3	II-7			
16 深谷市	III-1	I-4	41 伊奈町	V-2(町)	II-7			
17 上尾市	IV-3	II-8	42 三芳町	V-2(町)	II-8			
18 草加市	特例市	II-9	43 毛呂山町	V-2(町)	II-4			
19 越谷市	中核市	II-10	44 越生町	III-2(町)	II-4			
20 蕨市	II-3	II-9	45 滑川町	IV-2(町)	II-4			
21 戸田市	III-3	II-9	46 嵐山町	IV-2(町)	II-4			
22 入間市	III-3	II-7	47 小川町	V-2(町)	II-3			
23 朝霞市	III-3	II-10	48 川島町	IV-2(町)	II-5			
24 志木市	II-3	II-9	49 吉見町	IV-2(町)	II-4			
25 和光市	II-3	II-9	50 鳩山町	III-2(町)	II-5			